

平成24年度ふるさと産品育成事業

ふるさと産品振興事業助成金募集の案内

財団法人 福島県観光物産交流協会

(財)福島県観光物産交流協会では、市町村・団体やグループ等がふるさと産品の研究開発、新技術の習得・新素材の調達や、販路開拓・拡大のための事業を行う場合に、その経費の一部を助成し「ふるさと産品」の振興を図ることとしております。

ふるさと産品とは

県内の物的、人的な資源や技術・技能を活用して生産、加工、製造又は開発される産品・製品であって、地域に密着し、その地域のイメージ形成や地域の誇りを生むような産品をいいます。

助成対象となる団体等

- 1 福島県内の市町村
- 2 生産、流通及び販売等に取り組んでいる団体等（企業も含む）
- 3 ふるさと産品振興に取り組んでいる団体等

「上記1」以外の団体等が助成金の申し込みをする場合は、居住若しくは主たる事業所等がある市町村を経由して提出。（助成金申請の際、事業に対する市町村長の意見書が必要）

助成の対象となる事業

- 1 ふるさと産品の開発や生産加工等の技術習得、あるいは新素材の調達のための事業
内容 ① 試作品の開発研究
② 技術者養成のための県内・外への派遣研修
③ 産品の求評会等
④ その他、ふるさと産品の開発育成や新素材の調達などに関する事項
- 2 ふるさと産品の普及宣伝や販路開拓・拡大のための事業
内容 ① 産品のPR
② 市場、消費者ニーズ等の調査
③ ふるさと産品の展示試食会
④ その他、ふるさと産品販路開拓・拡大に関する事項

助成の対象となる経費

賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、補助金（各経費の具体的内容は、裏面の「助成対象経費の説明」参照）

★ **ただし、もっぱら備品購入を目的とする事業は、本助成の対象外となります。**

助成額

助成対象事業費の2分の1以内の額（助成限度額は、100万円まで）

助成を受けるための手続き

- ・ 助成を希望する団体等は、最寄りの市町村ふるさと産品担当係に申し出て下さい。
- ・ 助成を希望する団体等は、調書（ふるさと産品振興事業計画概要書）を、5月15日までに最寄りの市町村ふるさと産品担当課（係）に提出してください。
- ・ 助成を希望する団体等に対しては個別ヒアリングを行います。

助成制度の詳細についてお知りになりたい方は、下記までご照会下さい。
助成金の申込用紙「ふるさと産品振興事業計画概要書」はホームページよりダウンロードすることができます。

(財)福島県観光物産交流協会 物産部 産品振興課

住所 〒960-8053 福島市三河南町1-20 コラッセふくしま7階

電話 024-525-4081 FAX 024-525-4097

ホームページ <http://www.tif.ne.jp/bussan/>

助成対象経費の説明

経費区分	内 容
賃 金	<p>事業の執行に当たり、労働力の供給の必要にせまられ、臨時的に雇用した者に支払われるもの</p> <p>例： 求評会などにおけるマネキンに対する人件費</p>
報 償 費	<p>役務の提供等によって受けた利益に対する代償</p> <p>例： 技術習得のために、講師を依頼した場合の講師に対する謝金</p>
旅 費	<p>業務遂行のために旅行した場合の交通費、宿泊料</p>
需 用 費	<p>消耗品費、燃料費、印刷費、光熱水費（電気料、水道料、ガス料等）</p>
役 務 費	<p>郵便料、電信料、運搬料、広告料、手数料（検査手数料、各種証明手数料、クリーニング代等）</p>
委 託 料	<p>特殊な技術、設備を必要とし、あるいは高度の専門的知識を必要とする業務を他の者に委託して実施させた場合の経費</p> <p>例： パッケージデザイン委託</p>
使用料及び賃借料	<p>使用料（土地、建物、自動車、備品、機械等の借り上げ料）、使用料（物品及び施設の使用料）、有料道路通行料、駐車場使用料</p>
原 材 料	<p>加工用材料費</p>
備品購入費	<p>長期間その形状を変えずに使用し、かつ保存できる物品の購入費</p> <p>長期間とは、通常の状態でおおむね3年間程度以上使用に耐えるもの</p> <p>市場価格でおおむね10万円以上のもの</p>